

第1回

焼鳥屋から出る臭気が受忍限度を超えるとは認められないとされた事例

公害等調整委員会事務局

前号まで10回を数えた「廃棄物をめぐる裁判例」は、前号で終了させていただき、本号から、「最近の公害裁判例」として、広く公害に関する裁判例の中から、最近話題となった裁判例、参考となりそうな裁判例を紹介することといたしました。第1回は、本号の「特集2」でも取り上げられた「都市型悪臭」についての紛争として注目された焼鳥屋の臭気をめぐる事例を紹介します。

大阪高裁平成14年11月15日判決（判例時報1843 - 81）

【事案の概要】

平成10年3月下旬、神戸市垂水区内の住宅地（第2種住居区域）に焼鳥屋（客席数約20）が開店したところ、付近住民は臭気対策を求めるようになり、焼鳥屋は、同年7月、建物1階の外壁にあった排気口をダクトで地上10メートル近い高さまで延長する工事をしました。この結果、一部の住民からの苦情は止まりましたが、3件の住民は、対策が不十分であるとして、平成11年4月、調停を申し立てましたが不調となり、同年7月、損害賠償及び臭気発生防止を求めて本件訴訟を提起しました。

一審神戸地裁平成13年10月19日判決（判例時報1785 - 64）は、「本件焼鳥屋の発する臭気（臭気濃度1700）は、神戸市の定めた悪臭防止に関する指針（神戸市悪臭防止暫定指導細目）の定める排出口における基準値（臭気濃度600）の3倍近い数値を示していること、同指針の定める排出口における基準値は、排出後の拡散・希釈を考慮して敷地境界における基準値と同等となるように定められたものであること、原告ら居宅は本件焼鳥屋の近くにあること、当該地域が住宅地であることなどに照らすと、原告らは本件臭気による被害を被っており、本件臭気は原告らに対する関係で受忍限度を超える違法なものである」と要旨判断して、排気ダクト設置前は月額各2万円、設置後は月額各1万円（合計各24万円）の限度で損害賠償請求を認容したほか、発生源（排出口）において同指針に定める基準値（臭気濃度600）を超える臭気を発生させてはならないとの差止請求をも認容しました。

【本判決の判断】

これに対し、本判決は、公法上の基準は受忍限度を判断する上で一つの考慮要素となるとしながら、神戸市指針は行政の指導目標を定めたものに過ぎないこと、排出口における本件臭気の臭気濃度が神戸市指針の定める基準の3倍近いとしても、それは人間の感覚的数値に近い臭気指数に換算すると同基準の1.15倍に過ぎないこと、一審原告ら居宅の敷地内においては、非常に低い臭気濃度しか測定されていないこと、住民からの苦情を受けた一審被告は、本件訴訟が提起される前、排気ダクトを地上10メートル近い高さまで延長する等の工事をし、以来一審原告ら以外の住民からの苦情は止んでいること、焼鳥屋の営業時間は午後5時から午前0時ころまでであり、臭気が強いのは風が弱いときなどに限られ、そのような場合には一審原告らは居宅の窓を閉めれば臭気を防止することができることなどの事情から、本件臭気が受忍限度を上回ると認めることはできないとして、一審判決を取り消し、住民ら（一審原告ら）の請求を全部棄却しました。

1 はじめに

焼鳥屋、焼肉屋、うなぎ屋など、飲食店の発する臭気が近隣住民との間で争いの原因となる紛争事例は、本号の特集2において横浜市の現状と取組みが紹介されているように、近年公害苦情相談としても比重を増しているようです。その背景として、外食産業の発展、住宅と飲食店の接近・混在、住民の環境意識の高まりなどがあると推測されます。しかし、臭気は事業場の稼働条件や気象条件により変動すること、特に飲食店の臭気は感じ方に個人差があることなどから、受忍限度の判断には難しいものがあると思われる。それにしても、本件で、一審と二審とで判断が逆転したのはなぜでしょうか。

2 一審判決との対比

本判決が一審判決と異なる結論に至ったのは、一言で言えば、本件臭気が排出口において神戸市指針に定める基準値を上回るものであったことに対する評価の違いにあると思われる。一審判決は、排出口における臭気が基準値より高濃度であることから、たまたま測定の日に原告らの居宅敷地における臭気濃度が低い数値であったとしても、原告らの居宅と焼鳥屋との位置関係からすると、気象条件によっては原告ら居宅敷地においてかなり高い数値となることがあると考えられる、また、神戸市指針は科学的な検討に基づいて定められたものであるから、これに違反する臭気は司法的規制に服させてよ

い、という認識・判断があったのではないかと考えられます。しかし、公害紛争においては、住民の受ける被害の程度を前提として、行政上の規制基準などを一つの参考とはしながら、そのほかにも様々な事情を総合考慮してそれが住民の受忍限度を超えるものであるか否かを判断するというのが主流的な考え方であり、また、一般に、差止請求と損害賠償請求とでは、受忍限度を判断する上で考慮すべき事情に違いがあると考えられています。本判決は、こうした伝統的な考え方に基づき、一審原告ら居宅敷地において問題となるレベルの臭気が採取されていないことを主たる根拠として、また、焼鳥屋が排気ダクトを延長して相応の防止措置を講じたことなどを付加的事情として、本件臭気を受忍限度を超えているとは認められないと判断したものであると思われる。

有害物質の排出や大規模な開発行為が自然環境を破壊するだけで個々の住民に具体的な損害を与えるものでない場合や、それらが環境影響を予測することの困難なものである場合、原告住民の被害のみを問題としたのでは回復困難な環境破壊を防止する手立てとして不十分ではないかという意見はあります。しかし、永続的な環境破壊の原因とはなりにくいと考えられる悪臭や騒音に関しては、原告の被害の程度に着目して判断することに異論は少ないのではないかと考えられます。

3 悪臭防止法と受忍限度

平成8年4月施行の改正悪臭防止法により、都道府県知事（指定都市・中核市・特例市の長を含む。）は、従来からの特定悪臭物質の濃度による規制に代えて、区域を指定して悪臭一般について臭気指数による規制基準を定めることもできることとされましたが（同法4条2項）これによれば、臭気は、飲食店の発するものも含めて、その種類を問わず規制の対象とすることができます。そして、近年、同法に基づき、臭気指数による規制を採用する地方自治体は増加しており、臭気指数による規制区域は、全国的に増加しつつあります。臭気指数とは、三点比較式臭袋法による人間の嗅覚に基づく測定結果（臭気濃度）を対数換算したもので、人間の感じ方に近い数値であることから、民事訴訟など紛争解決手続において受忍限度を判断する場合にも、被害地における臭気指数は重要な判断資料になると考えられます。本判決も、臭気指数を重視する考え方を示したものといたえるでしょう。飲食店の調理臭の受忍限度が他の悪臭と同レベルのものと考えべきであるか否かはなお議論の余地があると思いますが、このように臭気の種類を問わない規制が広がって行く動きの中では、受忍限度についても臭気の種類はあまり問題とされなくなっていくのかもしれませんが、今後は、臭気指数による規制基準と受忍限度との関係が問題になると考えられます。

4 悪臭紛争と公害紛争処理

本件では、訴訟前に当事者間で調停の行われたことが窺われますが、地方自治体が本件紛争の解決のために関与したことがあるのかどうか明らかではありません。ご承知のとおり、悪臭・騒音等のいわゆる近隣公害についても、地方自治体は広く住民から公害苦情相談を受け付けており、その適切な指導・助言により、迅速・円満な解決に至る事例も少なくないようです。苦情処理の段階、あるいは、都道府県公害審査会で、早めに当事者間で話し合う機会を設けること、そこに専門的な知識・経験を有する者が関与することが解決の早道のように思われます。そうした過程において当事者の納得を得るために臭気判定を行うことが必要となる場合もありますが、臭気は気象条件の影響を受けやすいものであることから、臭気判定の結果に対しては「たまたま臭気が弱い日であった」などその信頼性を否定する主張がなされることもあるため、地方自治体では、被害を訴える住民に臭袋を預けて「臭気がひどいと感じるときに空気を採取して持参するように」と指導することもあるそうです。判決によっては終局的な解決を得にくい性質の紛争であるだけに、今後とも公害苦情相談や都道府県公害審査会の活動に対する期待は大きなものがあると考えます。